

# 戸畑祇園大山笠振興会会則

(昭和47年4月25日総会議決)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、戸畑祇園大山笠振興会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、国指定重要無形民俗文化財及びユネスコ無形文化遺産である戸畑祇園大山笠行事（以下「大山笠行事」という。）の歴史の中で受け継いできた伝統を次世代へ引き継ぎ、その振興に努め、観光価値の高揚を図るとともに、地域社会貢献に結びつけることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、戸畑区役所内に置く。

## 第2章 本会の事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 戸畑祇園大山笠競演会の実施に関する事。
- (2) 戸畑祇園ばやし研究競演会の実施に関する事。
- (3) 当番山交代式の実施に関する事。
- (4) 大山笠行事に係るお囃子及び用具等の保存継承に関する事。
- (5) (1)から(4)の事業に係る関係機関との調整に関する事。
- (6) 全国山・鉦・屋台保存会連合会及び他の祭り団体等との連絡調整に関する事。
- (7) 大山笠行事の広報宣伝及び大山笠行事に係る観光誘致に関する事。
- (8) 大山笠行事を通じて地域社会貢献に寄与する事。
- (9) その他本会の目的を達成するために役員会で認めた事項。

2 前項の事業実施のため、本会は東大山笠、西大山笠、中原大山笠及び天籟寺大山笠（以下「各大山笠」という。）のそれぞれと覚書を締結し、第2条に定める本会の目的を達成する。

### 第3章 会員

#### (会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、次のとおりとする。

#### (1) 普通会員 (2)

賛助会員

#### (会費)

第6条 会費は年額1口につき1,000円とし、4口以上の納入をもって普通会員とする。

2 当該会費は毎年1回で納入するものとする。

3 年度途中入会の場合の会費は入会と同時に納入するものとする。

#### (入会及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の様式による申込書を本会に提出し役員会の了承を得なければならない。

2 本会を退会しようとする者は、退会届を提出するものとする。

3 年の途中に退会した場合でも会費の払戻は行わない。

### 第4章 会議

#### (会議)

第8条 本会の円滑な運営を図るための会議は、総会、役員会及び評議員会とする。

#### (総会の種類)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

#### (総会の招集)

第10条 定期総会は、毎年1回会長が招集し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 普通会員の総数の3分の1以上の請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

#### (総会の構成及び定足数)

第11条 総会は、普通会員をもって構成し、会議は出席者及び委任状提出者の合計が普通会員の3分の1以上となった場合に成立する。

(総会の議長)

第12条 総会に議長を置き、議長は会長をもって充てる。

(表決)

第13条 総会の議事は、出席者及び委任状提出者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における普通会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。

3 会員は、代理人をもって決議権を行使することをできる。ただし代理人は、会員に限る。

4 委任状が提出された場合において受任者の記載が無い場合は、議長に委任されたものとみなす。

(総会に付議すべき事項)

第14条 次に掲げる事項は、総会の承認を得なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画の決定
- (3) 予算の決定
- (4) 決算
- (5) 役員を選出
- (6) その他本会の運営について重要な事項

(役員会)

第15条 役員会は本会の円滑な運営に責任を負い、役員をもって構成し、会議はその3分の2以上の出席をもって成立する。

2 役員会は、総会後開催日を定め、定期開催とし、その他必要のつど臨時会を会長が招集する。

3 役員会は次に掲げる事項を協議し決定する。

- (1) 第14条に定める総会に付議する事項
- (2) 部会の設置及び協議させる事項
- (3) その他本会の運営について必要な事項

4 役員会に議長を置き、議長は会長をもって充てる。

5 役員会は、必要に応じ役員以外の者の出席及び説明を求めることができる。

(評議員会)

第16条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員は、原則戸畑区内の各地域団体からの推薦者を会長が委嘱する。
- 3 前2項により推薦された者が本会会員でない場合は、本会の会則の順守を所定の誓約書により誓約する。
- 4 評議員会は、役員会からの求めにより第14条に定める総会に付議すべき事項について意見を集約し、役員会に報告する。
- 5 評議員会は、必要に応じ評議員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(特別委員会)

第17条 会長が必要と認めたときは、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会は、委員をもって構成し、会議はその3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 特別委員会の委員は、会長が副会長と協議のうえ委嘱する。
- 4 特別委員会は、必要に応じ当該委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。
- 5 特別委員会に正副委員長を置き、会長が副会長と協議のうえ指名する。
- 6 特別委員会は、必要のつど委員長が招集する。
- 7 特別委員会に議長を置き、議長は委員長をもって充てる。
- 8 特別委員会において協議した事項及び予算の執行に係わる事項については役員会に報告し、承認を得なければならない。
- 9 特別委員会において懸案事項が生じた場合は速やかに書面をもって役員会に報告するものとする。

(準用)

第18条 第13条第1項、第3項及び第4項の規定は、役員会及び特別委員会について準用する。ただし、第13条第3項中「会員」とあるは役員会の場合は「役員」に、特別委員会の場合は「委員」と読み替えるものとする。

## 第5章 役員、名誉会長、顧問、特別顧問、相談役、会計及び監事

### (役員)

第19条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人以内
- (3) 理事 若干名

### (役員を選出)

第20条 役員は、原則普通会員の中から選出する。

2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であると認められる者、及び暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）と密接な関係のある者は役員になることができない。

3 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、任務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 暴力団員であると認められるとき、及び暴力団と密接な関係があると認められるとき。
- (3) その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

### (役員任期)

第21条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、その任期が満了しても後任役員が就任するまでの間はなおその職務を行うものとする。

### (役員任務)

第22条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、総会で承認された事項を適切に実施し、本会の適切な運営を図る。

(名誉会長、顧問、特別顧問及び相談役)

第23条 本会の円滑な運営及び事業推進のため、名誉会長、顧問、特別顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は、北九州市長をもって充てる。

3 顧問、特別顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

4 議長は必要に応じ、会議において名誉会長、特別顧問、顧問及び相談役に意見を求めることができる。

(会計及び監事)

第24条 本会に会計及び監事を置く。

2 会計及び監事は、会長が委嘱する。

3 会計は、本会の経理を処理する。

4 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査し、総会及び会長に報告する。

(準用)

第25条 第20条第2項及び3項の規定は、評議員、顧問、相談役、特別委員、会計及び監事及び会員について準用する。ただし、会員について準用する場合において「解任する」とあるは「退会させる」と読み替えるものとする。

## 第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第26条 本会に事務局を置き、事務局に事務局長1人、その他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、会計事務を含む会の事務に従事する。

3 事務局長は会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第7章 会計

(収入)

第27条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、寄付金、事業に伴う収入及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、当年12月31日に終わる。

- 2 会計年度終了後、総会までの間に保存行為などに要した費用の支出については専決処分とし、総会で報告し承認を受けるものとする。
- 3 会計年度終了後、総会の了承を得た決算は、公開するものとする。

## 第8章 雑則

第29条 この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

### 付 則

- 1 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、昭和48年12月31日までとする。
- 3 会設立の際、現に戸畑祇園提灯山笠振興会、戸畑祇園山笠運営委員会、戸畑祇園（文化財）保存委員会に属し、及び属すべきである一切の資産及び負債は、会に帰属するものとする。
- 4 会設立の際、現に存する戸畑祇園提灯山笠振興会、戸畑祇園山笠運営委員会、戸畑祇園（文化財）保存委員会の申し合わせ事項等については同一の内容をもって、会に引き継がれるものとする。
- 5 設立当初の役員は、次のとおりとする。（役員名省略）

付 則 （昭和50年2月13日一部改正議決）

この会則は、昭和50年2月13日から施行する。

付 則 （昭和52年2月28日一部改正議決）

この会則は、昭和52年2月28日から施行する。

付 則 （昭和54年2月23日一部改正議決）

この会則は、昭和54年2月23日から施行する。

付 則 （平成13年2月27日一部改正議決）

この会則は、平成13年2月27日から施行する。

付 則 （平成15年2月26日一部改正議決）

この会則は、平成15年2月26日から施行する。

付 則 （平成24年2月27日一部改正議決）

この会則は、平成24年2月27日から施行する。

付 則 （平成 29 年 3 月 11 日一部改正議決）  
この会則は、平成 29 年 3 月 11 日から施行する。

付 則 （平成 31 年 4 月 13 日一部改正議決）  
この会則は、平成 31 年 4 月 13 日から施行する。